

○特別会計所属普通財産等の処分等にかかる事務処理について

〔昭和 41 年 4 月 28 日〕  
〔蔵 国 有 第 1311 号〕

改正 昭和 59 年 8 月 10 日蔵理第 2808 号  
同 62 年 3 月 30 日同 第 1390 号  
平成 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号  
同 13 年 5 月 25 日財理第 1922 号  
同 14 年 4 月 19 日同 第 1601 号  
同 22 年 3 月 31 日同 第 1414 号  
大蔵省国有財産局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙 1 のとおり各省各庁官房会計課長あて通達したから通知する。  
なお、事案の処理に当たって、各省庁の部局等から照会があった場合は、よろしく指導されたい。

別紙 1

特別会計所属普通財産等の処分等にかかる事務処理について

〔昭和 41 年 4 月 28 日〕  
〔蔵 国 有 第 1311 号〕

大蔵省国有財産局長から各省各庁官房会計課長宛

国有財産の管理及び処分の統一化を図るため貴省庁において、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 4 条に掲げる特別会計に所属する普通財産（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属普通財産を除く。）及び同令第 5 条第 1 項各号に規定する引継不適當の普通財産について貸付け又は売払い等の処理をする場合には、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）等関係法令の定めるところによるほか、財務省所管一般会計所属普通財産の取扱いに準じて処理するよう配意されたい。

なお、上記処理に当たっての基本的な通達は別紙のとおりであるので了知願いたい。また、事案の処理に当たっては、関係財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。）及び財務事務所長と十分連絡を取り、管理及び処分の一層の適正化を図るよう貴省庁出先機関に対して周知徹底方あわせてお願いしたい。

おって、上記基本的な通達等により難く別の定をする必要があるものについては、財務省理財局長と協議するよう配意されたい。

## 別紙

- 1 平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1298 号  
「普通財産の管理処分に係る標準契約書及び同取扱要領について」
- 2 昭和 41 年 2 月 22 日付蔵国有第 339 号  
「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」
- 3 昭和 48 年 12 月 26 日付蔵理第 5722 号  
「国有財産特別措置法の規定に基づき普通財産を減額譲渡又は貸付けする場合の取扱いについて」
- 4 平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1308 号  
「普通財産貸付事務処理要領」
- 5 平成 14 年 3 月 29 日付財理第 1169 号  
「優遇措置の取扱いについて」
- 6 平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1317 号  
「国有財産評価基準について」